

第5回 門真市上下水道事業経営審議会 会議録

- 日 時 令和2年2月12日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
- 場 所 門真市上下水道局 第1会議室
- 出席者 小西 砂千夫 委員
水野 忠雄 委員
溝端 稔 委員
葭田 正子 委員
粥川 昇一 委員
谷野 聡 委員
梶原 雅和 委員
西口 明穂 委員
松本 剛 委員
- 事務局 上下水道局長 大矢 宏幸
上下水道局次長 真砂 幸弘
経営総務課長 山田 武範
工務課長 中田 義則
お客さまセンター長 小野 直宏
下水道整備課長 平山 正和
経営総務課長補佐 森本 聡
工務課長補佐 大石 貴之
工務課長補佐 辻 顕吉
お客さまセンター長補佐 乾 久夫
お客さまセンター長補佐 加藤 明秀
下水道整備課長補佐 山田 信幸
経営総務課主任 三笥 広明
経営総務課主任 中永 雅之
お客さまセンター主査 山田 普貫

司 会： それでは皆様、本日はご多忙の中、ご出席頂き誠にありがとうございます。
本日、司会を務めさせていただきます門真市上下水道局経営総務課の森本でございます。
どうぞよろしくお願い致します。

それでは、定刻になりましたので、只今から第5回門真市上下水道事業経営審議会を開催させていただきます。本日は中吉委員につきましては、日程の調整がつかず、ご欠席でございます。また、粥川委員につきましては少々遅れるということでご連絡を頂いております。委員10名中8名がご出席をされておりますので、本審議会が成立しておりますことをご報告致します。

それでは案件に入らせて頂く前にお手元の配布物の確認をさせていただきますと存じます。1点目は表紙でございます会議次第、2点目が資料1「基本水量の引下げ及び上下水道料金としての改定率統一の検討について」、3点目が資料2「上下水道料金の改定について」、4点目が資料3の1「門真市公共下水道事業経営戦略（案）」、5点目が資料3の2「門真市公共下水道事業経営戦略【概要版】（案）」、6点目が資料4「門真市公共下水道事業経営戦略（案）」に係るパブリックコメントの実施について」、最後7点目が資料5「料金改定時のお知らせ方法について」、以上でございます。

配布物の不備等ございませんでしょうか。資料がお揃いのようなので、以降の進行につきましては小西会長にお願いしたいと存じます。それでは会長、よろしくお願い致します。

会 長： はい、よろしくお願い致します。それでは、まず次第の1、議案の案件1、資料1に基づきまして、ご説明を頂きたいと思えます。

事務局： はい、それでは、資料1の説明から始めさせていただきます。資料1では、上下水道料金体系における基本水量の引下げ及び上下水道料金として改定率を統一した場合の検討内容と結果を説明致します。

次のページ、目次をご覧ください。「I 基本水量引下げの検討」では、まず第1項で現行の水道料金体系を説明した後、基本水量を8 m³まで引き下げた場合の料金体系案について説明致します。第2項では、第1項と同様、現

行の下水道使用料体系を説明した後、基本水量を8 m³まで引き下げた場合の使用料体系案について説明致します。そして第3項の総括では、現行の体系と基本水量を引き下げた場合の体系との比較を行い、その結果を踏まえた結論をとりまとめております。

次のページ、目次の続きになります。「Ⅱ 上下水道料金としての改定率統一の検討」では、まず第1項で上下水道料金として改定率を統一するための基本的な条件と検討方法を説明致します。第2項では、この検討方法に沿って、上下水道料金として改定率を統一した場合の水道料金体系及び下水道使用料体系について説明致します。そして第3項の結論で、改定率を統一した場合における、水道料金体系及び下水道使用料体系についての評価をまとめております。

次のページに移ります。「Ⅰ 基本水量の引下げの検討」です。

2ページをご覧ください。まず水道料金体系につきまして、基本水量を引き下げた場合の説明を致します。

3ページをご覧ください。こちらは、現行の水道料金体系となっております。前回の審議会でもご説明しましたが、門真市の水道料金体系は、使用水量に応じて段階的に単価が増加していく逓増型従量料金制を採用しています。また、基本水量を10 m³までとしているのも特徴の1つとなっております。

4ページをご覧ください。こちらは、現行の水道料金体系を基に、基本水量を8 m³に引き下げた場合の料金体系となっております。ご覧のとおり、基本料金が現行から減少しており、超過料金部分にて、新たに「9～10 m³」の区分が追加されております。説明致しますと、現行の料金体系では、10 m³使用した場合で984円ですので、基本水量引下げ後においても、その関係性を崩さず、10 m³使用した場合、984円となるような料金設定を行っております。

5ページをご覧ください。こちらは、基本水量を引き下げた料金体系から減額改定する場合の水道料金体系であります。前のページでお示した基本水量を引き下げた場合において、一律9%の改定を行うと、水道事業における料金算定期間において必要な総収入額、「目標収入額」を満たさないため、10 m³使用した場合の改定率を9%とし、10 m³を超過する単価については、目

標収入額を満足するように改定率を設定しております。

6ページをご覧ください。改定後の1ヶ月の水道料金を表にお示ししております。1ヶ月に8 m³使用する場合は、716円となり、現行と比べ、268円安くなりますが、基本水量を引き下げた影響により、使用水量が10 m³を超える使用者に対しては、減額改定の割合が徐々に小さくなっております。

7ページをご覧ください。ここからは、下水道使用料体系において、基本水量を引き下げた場合の説明を致します。

8ページをご覧ください。下水道使用料体系につきましても、逓増型従量料金制を採用しており、基本水量を10 m³までと設定しております。

9ページをご覧ください。こちらは、現行の下水道使用料体系を基に、基本水量を8 m³に引き下げた場合の使用料体系となっております。ご覧のとおり、下水道使用料体系においても基本使用料が現行から減少しており、従量使用料単価にて、新たに「9～10 m³」の区分が追加されております。水道料金体系の検討と同様の考え方をを用いており、10 m³使用した場合で現行670円であることから、基本水量引下げ後においても、その関係性を崩さず、10 m³使用した場合670円となるような使用料の設定を行っております。

10ページをご覧ください。こちらは、先の下水道使用料体系を増額改定した場合の体系となっております。基本水量を引き下げた場合において、一律36%の増額改定を行うと、下水道事業における「目標収入額」を満たさないため、10 m³使用した場合の改定率を36%とし、10 m³を超える単価については、目標収入額を満足するように改定率を設定しております。

11ページをご覧ください。改定後の1ヶ月の下水道使用料を表にお示ししております。1ヶ月に8 m³使用する場合は、728円となり、現行と比べ、58円の増額となりますが、改定率は36%を下回っております。しかし、基本水量を引き下げた影響により、使用水量が10 m³を超える使用者に対する改定率は、36%を大きく上回っています。

12ページをご覧ください。総括になります。こちらのグラフは1ヶ月当たりの水道料金及び下水道使用料をそれぞれ「現行」、「現行の体系を維持して改定」、「基本水量を引き下げた場合での改定」の3つに分けて比較したもの

となります。ご覧のとおり、「現行の体系を維持して改定した場合」と、「基本水量を引き下げた後の改定」を比べると、10m³を超える使用者に対する負担額に差が出ています。

14ページをご覧ください。結論です。水道料金体系において、現状の体系は、既に少量使用者に配慮した体系となっています。また、基本水量を引き下げた場合、使用水量が10m³を超える使用者に対する減額改定が減少するため、公平な料金改定となりません。下水道使用料体系におきましても、現行の体系は既に少量使用者に配慮した体系となっています。基本水量を引き上げた場合、使用水量が10m³を超える使用者に対して、より多くの負担を強いることとなります。また、水道、下水道ともに適正な基本水量の検証が十分に行われていないのが現状です。以上のことから、基本水量の引下げは適切ではないと考えます。しかしながら、下段にありますように、本市におきましても、将来的に世帯規模の縮小化や少量使用者割合の増加が考えられるため、基本水量の変更は、今後の課題として捉え、検討を進める所存であります。

続きまして「Ⅱ 上下水道料金としての改定率統一の検討」を説明致します。内容に入る前に、水道料金及び下水道使用料は、それぞれの事業ごとに算定されるものです。そのため、それを前提としたうえで、前回のご意見に沿ったかたちでの検討としております。

16ページをご覧ください。検討方法についてです。ここでは検討の手順を説明致します。まず現行の水道料金体系と下水道使用料体系はそれぞれ異なった水量ランクを設定しているため、水量ランクを統一致します。次に水量ランクを統一した上下水道料金の単価に一律の改定率を乗じます。その後、改定後の上下水道料金の単価に合わせた水道料金の単価と下水道使用料の単価を設定致します。ここで、下水道使用料においては、増額改定が前提となります。そのため、最低でも36%の改定が必要となることから、下水道使用料の改定率を36%に固定しております。従いまして、改定後における水道料金の単価は上下水道料金の単価から36%改定後の下水道使用料の単価との差額となります。

17ページをご覧ください。まず水道料金体系と下水道使用料体系の水量ランクを統一致します。左側の表は現行の水道料金体系と下水道使用料体系での水量ランク別単価を示しております。単価のところで、10m³までについては、基本料金もしくは基本使用料であり、厳密には単価という表現でないことをお断りしておきます。右側の表は、水量ランクを統一した後の上下水道の水量ランク別単価を示しております。

18ページをご覧ください。上下水道料金として考える場合の改定率について説明致します。こちらの表は現行の水道料金体系を一律に9%減額改定した場合と、下水道使用料体系を一律に36%増額改定した場合の上下水道料金を示しております。表に示していますとおり、上下水道料金の改定率は、1ヶ月に10m³使用した場合が9.2%であり、使用水量が増加するにつれて徐々に減少していきます。今回は、1ヶ月に10m³使用した場合の改定率である9.2%を固定とし、17ページにお示ししました「水量ランク統一後の上下水道料金の単価」に一律に乗じることとします。

19ページをご覧ください。こちらの表は、上下水道を合算した料金の単価を、現行と改定後についてお示ししております。改定率は、ほぼ9.2%に統一されております。

20ページをご覧ください。検討結果になります。改定後の水道料金体系と下水道使用料体系は表にお示しするとおりです。前段にご説明しましたとおり、下水道使用料体系につきましては、増額改定が前提となりますので、水量ランクを統一した場合の下水道使用料体系に一律36%の改定をしております。また、改定後の水道料金の単価は、改定後の上下水道を合算した料金体系の単価から、改定後の下水道使用料単価を差し引いた値としております。

21ページをご覧ください。こちらは、改定後の1ヶ月の上下水道料金を示した表となります。上下水道料金と下水道使用料につきましては、それぞれ一律の改定額となっておりますが、水道料金は、使用水量が増加するにつれて、減額改定が減少していきます。

22ページをご覧ください。結論です。以下にお示しする事由から、上下水道料金の改定率を統一することは適切ではないと考えます。まず、水量ラン

クを統一し、上下水道料金の改定率を統一した場合、水道料金における減額改定が減少するため、料金改定の根幹である「利益乖離分を還元する」という目的が達成できなくなる恐れがあります。また、上下水道料金の改定率を統一することは可能であると考えられますが、現在の水道料金体系及び下水道使用料体系は、当初よりそれぞれの事業形態に沿った水量ランクと単価を設定しております。従いまして、別の事業の料金体系を考慮した料金設定は、独立採算を原則とする地方公営企業においては困難であると考えます。以上をもちまして、資料1の説明を終わらせて頂きます。

会 長： はい、ありがとうございました。色々と議論のあるところだと思いますので、色々な角度で意見を頂ければと思います。

内容は大きく分けて、14ページの基本水量の引下げをするかどうかということと、22ページの上下水道料金の改定率を統一するかということの2つあります。これは基本違う議論だと思います。

当然、基本水量の引下げというのは、小規模、高齢者の単身世帯のようなところへ配慮するかどうかというのがポイントです。最後の22ページは、全てのランクで上下水道の料金改定率を同一にするかどうかということで、どちらも独立採算を前提とする上水道、下水道のあり方としては、それがあべきものだとは言いがたいという結論になっています。

ただ、我々が答申をまとめるときに、我々の意見として「我々としてはこうだ」ということを言っても良いところではありますので、そこは議論の余地があると思います。

委 員： 14ページの現状認識のところですが、水道も下水も、現状の料金体系は既に少量使用者に配慮した体系とあります。確かに逡増制ではありまして、その逡増度がかかなり高いということであれば配慮されているとは思いますが、今回の場合、基本水量としては、配慮されているとは言いがたいというのが1点と、それから、下から2行目の「少量使用者の割合が大きくなっていくことが考えられるため」とありますが、市の統計年報を見ましても、一般世帯

数が5万5,780世帯、1人の世帯数が2万1,498世帯ということで、既に38%になっています。国勢調査でも37.6%という状況ですので、ここにある「大きくなっていくことが考えられるため」ではなく「もう大きくなっている。」と認識した方が良いのではないかと、認識が少し違うのではないかと思います。

会長： はい。審議会も大詰めですので、事務局の意見に対して、審議会委員としての意見があつて、審議会委員としては、例えば、14ページの「今後検討を進めていきます」と書いてあることに対しては「今後、検討を進めてください」と、要するに「世帯規模が縮小するということを真正面から受け止めて、検討を進めてください」という答申でも、別に構わない。最終的に料金を市として設定するにあたっての宿題として投げかけるというやり方もあります。そこはどうすれば、この場での合意になるかというところを意見交換したいと思います。

基本水量がそもそもどういう性格のもので、8 m³が適切なのか、10 m³が適切なのかという議論は、今まで出来ていないということで、その部分は非常に重要な論点ではあるけれども、このタイミングで十分な検証が行われていないということは、そのとおりなので、ここは変更したくないというのが、事務局のご判断ですが「触らないといけない可能性はあります」と事務局も言っておられる。そうすると、例えば「今後、基本料金のあり方についてさらに検討を深めた上で、小規模世帯に対する負担増への配慮という観点で、基本水量の変更について更に検討を進めてください」というような答申が出てきた時には、事務局としてはどのように受け止められますか。

事務局： 先程委員からもご指摘がございました、資料の文言が不十分ではないかということにつきましては、委員がおっしゃった認識と同じですので、文言を訂正させていただきます。また、審議会からの答申の内容と致しまして、検討を進めていってほしい、するべきだといった答申がございましたも、なかったとしても、当方としては順次進めていきたいと考えております。

会 長： 委員の方からご発言を頂きたいのですが、少し機微に触れる部分がありますので、私から申し上げますと、基本水量の引下げをすることが、単身者高齢世帯への配慮になることは間違いないです。国民健康保険等ですと、国民健康保険料の引下げは、自動的に税金で埋めることになっているので、他の大規模水量使用者、大量水量使用者に対するしわ寄せは、国民健康保険等ですとない。ところが、水道料金の場合は、独立採算制ですので、料金を下げたら、結局それをたくさん使用しておられる方、ほぼ事業者ですが、例えばガソリンスタンドとか水をよく使う事業者の方がいらっしやって、市で事業を継続して頂かないといけませんので、良いことばかりは出来ないというところがある。そうとは言いながら、高齢者単身世帯が今後増えていくと、まさに先程ご指摘があったことに対して、いくら上がるのかとなった時に、単身世帯の上下水道料金としての引上げ率が大きくなっているということだと説明がつかないという部分もあって、検討を進めていきますと書いてあるので、むしろまさにそこは検討してくださいと答申していきますかということをご提案している。それで、後ろの「統一」というのは、分かりやすい半面、これは、元々の体系が違っているんで、全部を同じ率にするというのは、算数的に不可能なので、やはり小規模の方への配慮をどこまでするかというところが中心的な議論だと思います。

はい、ありがとうございます。声なき声が聞こえてきていると受け止めさせて頂きまして、下水道の持続可能性のために使用料の引上げを、我々も心ならずも、答申をするか、しないかという、今、瀬戸際です。その時にトータルとしてやむを得ないとしても、高齢者単身世帯が増えていくということをご前提にすると、出来る限り配慮してほしい。しかし、事業者いじめみたいなことになるというようなことも、全く本意ではないというところで、最終的に料金改定案を決める時には、もう一度そこはしっかり議論をしてくださいというような意見ならば、今日お集まりの方で概ねいけるかどうか。それは次回、答申案が出てきたときに、今のニュアンスで書かれているかどうかということではあります。事務局的にも、それなら決して事務局が考えていることとも距離がないと考えてよろしいでしょうか。

事務局： はい、それで結構です。

会 長： はい、ありがとうございました。それでは、この件は遡ってまた蒸し返して頂いて構いませんので、資料2へ移らせて頂きます。資料2を今からご説明頂きますが、これは今までの議論を集約されたものであり、それを基に答申の文章を作っていくといけませんので、資料2については、ご説明が終わった後で、委員の方、全員にご意見を頂きたいと思っておりますので、そのつもりで聞いておいて頂ければと思います。それでは、資料2のご説明をよろしく申し上げます。

事務局： それでは、引き続きまして資料2の説明をさせていただきます。前回の審議会におきまして、「料金改定を市民に対してどのように説明するのか。」といったご意見を頂きました。資料2は、市民向けの説明資料で、標題は「上下水道料金の改定について」としております。

それでは次のページ、目次をご覧ください。資料2は3つの題目で構成しております。1つ目は「上下水道料金の改定額について」です。ここで改定後における水道料金と下水道使用料の改定額をお示しました。また、前回までの審議会にて頂きましたご意見等やそれに対するお答えの一部を抜粋し「料金改定に関するQ&A」としてまとめております。次に「下水道使用料の改定について」です。ここでは、本市下水道事業の現状と課題、また本市下水道事業の経営の特徴や将来的な経営状況の見通しをご説明させて頂いた後、下水道使用料の改定内容をお示しております。最後に「水道料金の改定について」です。ここでは、水道料金を改定する理由及び水道料金の見直し額をご説明させて頂いた後、水道料金の改定内容をお示しております。それでは、内容をご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。「上下水道料金の改定額について」です。水道料金は減額改定、下水道使用料は増額改定ということを先に説明させて頂き、改定後においても、市民の皆様にご負担して頂く上下水道料金は大阪府内平均と同程度であるという旨を示しております。下の表には、単身世帯から3

人世帯における1ヶ月にご負担して頂く、おおよその上下水道料金を示しております。

2ページをご覧ください。「料金改定に関するQ&A」をまとめております。水道事業については、料金を引き下げた場合においても、従来どおりの事業運営が可能といったことや、将来的には水道料金の見直しを行うこと、改定後は大阪府内平均と比べると安くなるといった旨を説明しております。下水道事業については、下水道使用料を改定することにより、安心・安全な下水道サービスを提供し続けていくことが可能となることやこの時期に改定する理由、改定後は大阪府内平均よりもやや高くなるが、府内における使用料水準は上昇していく傾向であるといった旨を記載しております。

3ページをご覧ください。「下水道使用料の改定について」です。ここでは「1. 本市下水道事業の現状と課題」と題しまして、本市下水道事業において、今後求められる事業や、それをしなかった場合のリスクについてまとめております。

4ページをご覧ください。現状と課題の続きになりますが、今後の人口減少に伴う有収水量の減少、その影響による下水道使用料の減少の見通しを示しております。次に「2. 本市下水道事業の経営の特徴」と題しまして、下水道の費用負担の仕組みや、建設改良時の財源について簡単に説明しております。その中で、企業債償還に充てる財源は主に下水道使用料により償還していくこととなるといった旨を説明しております。

5ページをご覧ください。ここでは「3. 本市下水道事業の経営状況の見通し」と題しまして、現行使用料にて事業を運営し続けた場合の純損益の見通し、資金残高不足の見通しをお示ししております。資金残高不足につきましては、本文中にて、今後の企業債を返済していく財源が必要になり、経営は黒字であっても資金残高不足に陥ることが見込まれるといった旨を説明しております。

6ページをご覧ください。ここでは「4. 下水道使用料の改定について」と題しまして、下水道使用料の改定理由について示しております。平成7年以降の全国的な下水道使用料水準の推移と本市の下水道使用料水準をお示し

し、現行使用料水準で事業を続けていくと、下水道使用料で賄うべき費用を賄えなくなるといった旨を説明しております。

7ページをご覧ください。下水道使用料の改定理由の続きとなりますが、ここでは現行の下水道使用料水準が平成26年度からの加速的な整備事業に伴い発生する将来的な企業債償還金や減価償却費に見合った水準になっていない旨を説明させて頂き、最後に、今後も安心・安全な下水道サービスを提供していくためには、市民の皆さまのご理解とご協力が必要であるといった一文をお示ししております。

8ページをご覧ください。下水道使用料の改定内容をお示ししております。現行からの改定額や市民の皆さまに平等にご負担して頂くために、一律の改定率を現行の使用料体系に乗じていること等を説明しております。ご覧のとおり、下の表には、単身世帯から3人世帯における1ヶ月にご負担して頂く、おおよその下水道使用料を示しております。また、8ページの下段には、今後の課題として、少量使用者の増加傾向に合わせた基本水量の変更等を検討していく旨を説明しております。

9ページをご覧ください。ここからは「水道料金の改定について」となります。ここでは「水道料金の改定理由」と題しまして、門真市水道事業ビジョンに基づき施設の耐震化等を計画的に進めていることを前段に置き、ビジョンの計画値と実績値が乖離していることから、水道料金の適正化を図る必要があることを説明しております。下段では「水道料金の見直し額」と題しまして、平成28年度から令和元年度における純利益の増加見込額と収支算定条件の見直しに伴う見直し額について説明しております。

10ページをご覧ください。ここでは水道料金の改定内容をお示ししております。下水道使用料と同様に一律の改定率を現行の料金体系に乗じていること等を説明しております。下の表には、単身世帯から3人世帯における1ヶ月にご負担して頂く、おおよその水道料金を示しております。下段では水道料金体系においても、今後の少量使用者の増加を見込んだ基本水量の変更等を今後の課題として検討していく旨を説明しております。資料2の説明は以上となります。

会 長： はい、ありがとうございます。先程の議論と結びつけますと、これはどちらも基本水量については、今後見直す余地があるというような資料になっておりますが、先程、答申でこう書けばどうかと申し上げましたので、仮に基本水量が見直されるのでしたら、見直されたかたちで、この資料全体が作られる。これは、実際に住民向けに上下水道の改定の説明をする資料ということでしたので、検討をしたけれども、基本水量の見直しは、なお今後の課題にしようということになれば、ほぼこのままの仕様だということになりますし、基本水量の見直しを織り込もうということになると、多少文言は変わってくるということです。

我々が今まで5回に渡って検討してきた内容が、ここに盛り込まれているかどうかを含めて、それぞれご意見を頂ければと思います。

副会長： 少しまだ整理出来ていないところもありますが、この下水道使用料が上がるということは、ずっとこれまでもありましたが、現在の下水道使用料水準が適正な水準になっていないというところで、6ページの上の図を見た時に、なぜ今までずっと据え置きだったのかということと、平成26年度から加速度的な下水道整備を行いましたということの整合性が少し分かりづらいとは思って聞いております。平成26年度から政策として下水道を加速的に整備されてきたということは非常によく分かりますが、今までずっと据え置きだったことと、突然、平成26年度から加速的な下水道整備が始まったというところの整合性を、もう少し丁寧にして頂けた方が分かりやすいという印象はございます。

会 長： 今、ご意見がありました。全体の方向性は理解したけれども、下水がこうなっているということに対する原因、ないしはその整備のあり方についての文言が不足しているのではないかというご指摘ですがいかがでしょうか。

事務局： 今、委員がおっしゃった内容のとおりでございまして、平成7年以降、下水道使用料の見直しを行っていないという点に関しましては、経費節減等に

よりまして、何とか堪えてきたという部分がございます。更に平成26年から加速的整備を行った際に、本来であれば、この時が抜本的な見直しのきっかけであったという認識はございます。そういった文言につきまして、どのように加えるかということに関しましては、再度検討させて頂きたいと思えます。

会 長： はい、ニュアンスとしては、改定のタイミングが若干遅きに失したというところは率直に認めて頂かないと、判断は全て正しかったというスタンスだと「何なんだ」といったことにやはりなると思えます。正直、改定のタイミングがやや遅かったということは、率直に認めて頂いた方が理解できると。

副会長： 加速的に整備しようという意識があったことについては、特に否定するつもりはございません。ただ、その時に、会長がおっしゃったように、なぜ料金改定について議論をしなかったのかというところを今回ここに参加して感じるころではあります。

委 員： この上下水道料金の改定額について、大阪府内の平均と同じ位になるので、これで良いのではないかというのが、恐らく事務局のご意見だと思います。なぜ水道料金と下水道使用料を改定するのかということに対して、これならば、市民の人は、大体納得されるのではないかと感じておられるように感じますので、大阪府の平均と同じだからと言うのではなく、何かもう一言あれば良いのではないのでしょうか。

事務局： 今、委員からのお話がありました「大阪府平均と同じになるからいいでしょう」といった気持ちは、当然ございません。結果的に大阪府平均と同一、同レベルになっておりますという指標の1つとしてお示ししているものでございます。その上で、もっと何か一言ということに関しましても、検討させて頂きたいと思えます。

会 長： 素晴らしいご指摘だと思います。この資料は、委員がご指摘のように「同水準だからいいだろう」と言っており、最初に言い訳が出ている。結果的に同水準という、その逃げているような議論では、困るのではないかというご指摘は、そのとおりだと思います。そこは、どうしてもやはり何とか認めてくださいという姿勢になります。そこはむしろ逃げないで、下水の持続可能性のためにお願いしたいという、そういう強い姿勢の方がむしろ良いということです。

委 員： 先程のご意見と同様に、やはり主婦として皆様が「今度、上下水道が上がる」という話になった時になぜかということになると思います。なぜかと言われた時に、皆様が納得いくような言葉をやはり入れないと駄目だと思います。門真市は、人口もどんどん減っておりますし、やはり今までの安かったと思います。だから、それは仕方ないと思うこともありますが、やはり市民の方に納得してもらわないと駄目ですので、市民の方が「ああ、そうだから上がるんだ」と納得されるような文言をもう少し入れてほしいと思います。

会 長： 「平成26年から急激に整備を実施された理由は何か」と聞かれた時に、一言で言うと、どう答えられますか。

事務局： 第2京阪道路が敷設される計画が国にございまして、その周辺の方々には長年お待ち頂いておりました。第2京阪道路が完了しましたのが、平成22年に開通ということで、皆様が待たれていたところを積極的に進めていき、更には普及率100%を目指すため事業量を増やしたということでございます。

会 長： 要は、そのお待たせしていたということと、それから防災上の配慮が今、非常に重要だということで、急激に一生懸命整備された。ただし、そのタイミングで使用料の見直しは、本来お願いすべきだったというストーリーがないと、納得出来ないということだと思います。

事務局： 資料の1ページ目につきまして、再度、文言等は検討させて頂きまして、端的に水道料金が下げられる理由と下水道使用料が上がってしまう理由が明確に分かるような文言を加えたいと考えております。

副会長： 恐らく門真市特有の事情と、日本国内の、今のこの災害に対してどうしたいかという、下水道としての事情があると思いますので、それもしっかりと分かるように説明して頂いた方が良いと思います。門真のことだけでもないと思いますし、当然、整備しないといけなくなった事情としては、特に陥没ということは、そこに住まれている市民の方を守るということでもあります、当然そこを歩いていく方を守るということでもありますので、そういう意味では日本国内での責任もあるということだと思います。国内全体の事情であることと、門真特有の事情であることというのが、それぞれ分かるように説明して頂く方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： はい、今頂いたご意見に沿えるよう検討させて頂きたいと思っております。

委員： 私は下水道使用料の改定については、今までご説明頂いた総合地震対策やストックマネジメント計画といったことを実施するためにお金がまだまだ必要になる。それを独立採算の原則に基づき下水道使用料で賄わないといけないうことで、ある程度の改定はやむを得ないとは思っています。ただ、先程もありましたように、改定するにあたって36%というのは、やはりどうかということがあって、その中で使用料の算定期間が10年という期間、通常は3年から5年が普通だとされています。ただ、経営戦略の74ページに「概ね3年から5年ごとに収支状況を踏まえて、下水道使用料の見直しの検討を行います」という文言もありますので、答申の中で、これはやはりしっかり見直しも含めて実施して頂きたいということ。それから、基本水量についても、答申の中で一言添えておくというところで、下水道使用料なり、水道料金の改定については、やむを得ないと思っております。水道料金については、一体ではないですが、市民の負担感を抑えるという意味で値下げするという、本

来は値下げすべきではないと、まだ思っています。36%を緩和するためには、9%の値下げはやむを得ない措置かと。これは今の上下水道事業の経営をしておられる方々の1つの努力の表れかと評価しております。そういう意味で、やむを得ないと思っております。

会 長： 今の件ですが、基本水量については、具体的に今後の検討となり、改定率を一気に36%にするかどうかという点は、第4回の時に資料で、ある意味当たり前のことですが、36%を仮に25%にすると、数年後に40%とかになってしまうという議論があって、もう上げるのであれば、いきなり36%上げたいという意見でしたが、そこは答申で、10年の36%を基本としながらも、段階的に見直すことについて、更にその余地があるかどうか検討するようというところまで答申に書くかですが、どうでしょうか。

委 員： そこで、何もせずに10年間待つということではないという意味のことを書いて頂いたら良いかと。その時点で検証するとありますので、その時点で何らかのチェックはしっかりしてるということを、答申の中で担保しておくということが必要だという程度です。

委 員： 先程から、これまでなぜ改定してこなかったのかというところですが、大東市も同じ道を歩んでると思います。これまで市の特別会計で経営されてきたということで、そういう概念とか考え方というのが、あまりなかった。ひたすら下水道の普及ということに集中されてこられたと思いますが、平成29年度に企業会計化された時に、経営の中身が見えてきたということと、また、これからストックマネジメントや耐震計画で益々費用がかかるということで、これからの下水道事業の健全経営や経営基盤の強化をするにあたっては、もう致し方ないというところだと思います。しかし、今回、先程からお話しされているとおり、36%という値上げは高いというイメージが否めないところですが、水道料金と重ね合わせて、改定率が少し安くなっているということで、住民に対してはそれで良いかもしれませんが、やはり下水道事業と水道

事業は、会計も別ですので、そのことを改めて認識して頂いて、今後の5年後にされる見直しということをしっかり実施して頂ければ良いと思います。

会 長： 共通して「水道事業の持続可能性は確保してください」、「金額合わせのための引下げは困る」ということは、やはり答申の中で強調した方が良いということだと思います。

委 員： あと、水量のことですが、基本料金内で収めようと思って節約している方と、そうではなくて、結果的に基本料金内で収まっている方がおられますので、これから検討していくということですが、そのことをもっと前面に出して、しっかりと検討していきますということも書いて頂ければと思います。

委 員： 私からは少し視点の違う意見になってしまうかと思いますが、この内容に関して、私たちが議論してきたものが反映されているかという部分ではなく、これを実際に市民に見せて理解してもらえるかという部分で、お話ししたいのですが、私は、こうやって審議会に出て「ああ、そういえばこういう話をしてきたな」と理解することは出来たのですが、実際にこれを読んだ市民のどれだけの人が理解出来るかという点、昨日、事前に頂いていた資料を実際に母や妹に読んでもらったのですが「結局、何が言いたいのか分からない」と言われてしまいました。確かに説明は丁寧で、必要だとは思いますが、丁寧だからこそ、もっと簡単に、つまりこうだから、これだけ値上げ、値下げしますということ、もっと簡単に示したもので説明するような資料もあれば、親切かと思いました。やはり言葉が難しい部分もあって、妹は経営学をしているので、すごく「なるほど、なるほど」と理解していったのですが、母がもう全然読めなくて「これはどういうこと」といちいち確認しながら読んでいたので、誰に向けた資料なのかが分からなくなってしまったので、そういう部分も少し配慮して頂けたらと思いました。

会 長： 結論が分からないということですか。

委員： はい。どういう理由でこうなったかというところが、たくさん丁寧に説明して頂けているのですが「つまり、どういうこと」といったことが、全然分からなかったみたいです。

会長： 今、ずっと議論していた、まず全国的な防災の話があって、門真市では、下水の整備が必要だったけれども、普及率がまだ低かったので、頑張って上げてきたと、本来、そのタイミングで使用料の改定が必要だったのを、ややタイミングが失したところがあったと、そこで下水道使用料の引上げをさせてほしいと、一方、水道は、幸いなことに今後のことを考えても、経営的に少し余力があるので、この際、思い切って料金の引下げをして、両方を相殺して何とかご負担頂けるような案としてまとめられていて、それが大阪府内と同程度に結果的になっているのでよろしくお祈いしますというようなことが1枚目に書いていないといけないということですが、ここは是非コメントをお願いします。

事務局： 今、お話がございました内容としまして、2ページ目に料金改定に関するQ&Aを付けさせては頂いておりますが、これを簡略化したようなものが1枚目に来て、結果的に、水道料金は下がり、下水道使用料が上がって、トータルとして少し負担を増やさないといけないことになってますといった説明があると良いといったお話でしょうか。

委員： はい。このグラフや表もありますが、単位も大き過ぎるし、それがどうなのかということも全然分からないと思うので、本当に簡単に言葉とイラストとかで紹介されたようなものがあると、親切なのかなと思いました。

事務局： こちらにつきましては、詳しい説明資料と捉えて頂きまして、今おっしゃった内容を、例えばペーパー1枚で簡単に分かるようなお知らせも作成していきたいと考えております。

会 長： その答えではなく、これは、住民向けに説明したつもりだけれども、経営学を勉強しておられる妹さんは理解出来たけれども、お母様は理解出来なかったという意見です。ということは、やはり住民の方に理解頂ける資料として不足があったということ率直に認めて、もう一度考え直したいと思えますという答えだと思います。住民の人にどうやったら理解してもらえるかというところで、もっと努力してほしいという意見が出たので、それは率直に認めるべきということではないでしょうか。

事務局： 今回これを作成した目的が、誰が見ても分かる、特に委員の皆様が見て分かるものと思って、私らの目線で作成してきたところではあります。ですので、少し専門的なところがこの端々に入ってしまったのだらうと思えますので、もう少し砕けたものを1ページで、もう少しインパクトのあるようなものになるよう工夫致します。

副会長： 先程からお話があった「大阪府内平均と同じになります」ということを積み上げて言おう言おうというのが、すごく裏目に出ているという感じでしょうか。やはり、上がります、下がりますというのが、これだと分からないので、下水道は上がってしまうということもあれば、全体でどうなるのかと感じられると思いますが、どうしても積み上げて一緒にしたいというのが、露骨に出ているので、非常に分かりづらいのではないかという気がします。

会 長： はい、ありがとうございます。要するに、守りの姿勢に入っている分だけ分かりにくいということと言われてしまったということだと思います。そこをどれだけ率直に受け止めて頂けるかということは、市政全体において常に大事なことだと思いますので、よろしくお願いします。

委 員： これまでの5回の会議の中で、料金の改定が必要ということについては、ある意味しっかりと確認出来たと思います。その中で、逆に改定が遅れたのではないかということも、はっきりしてきたということもあります。今後の

我々の要求としては、この改定は速やかに改定する必要があるということも、次の答申案の時には、しっかり述べておいた方が良いと思います。それから、上水道ですが、今回下げることが出来たという状況がありますが、今後は上げなくてはいけなくなる可能性が非常に高いと思います。また、基本水量の変更等についてもまだまだ議論がしっかり終わらないうちにもう答申の段階まで来てしまったということもございます。そういった色々なことを含めて、今後しっかりと検証していく。また、今後は、先送りをせずに必要に応じてしっかりと見直すこともしていくということを求めていった方が良いと思います。この後で説明があると思いますが、パブコメをこれから実施されて、また、議会を含め市民の方へのご説明にどんどん入っていきますが、その中でも、きっと様々な意見が出ると思います。こういう意見に対して、しっかりと耳を傾けるという姿勢で、1つ1つにしっかり対応していくということを求めていきたいと思っています。

委員： 僕は、専門家でもなく、水道のことや市政のことでも全く知らないのですが、一般市民の方と同じようなレベルの感覚でこの資料を見ていたのですが、先程もご意見と全く一緒で、この資料だけ見ても、ほとんど理解が出来ないというか、頭に残らないというのが率直な意見です。先程「1ページ目も用意する。」と言われてましたが、むしろその1ページ目が大事で、分かってもらうために丁寧に説明をしないといけないと思いますが、それは細かく色々なことを詰め込むのが丁寧ということではなく、要点をきちんと伝えるページがないと、全く頭に入らないというのが、今の率直なこの資料を見た意見です。いくつか議論があったので、思い出したことも含めていくと、平成26年の話がありましたが、それが一番大きな今回の上げなくてはいけない要因であるならば、やはりそこを明確に書いて頂いて、それから、他にもその上げなくてはいけない理由があるなら、それが2つ3つあるなら、大きく言うところの3つということを、しっかりと分かるような資料にしていかないと、恐らくほとんどの人は理解出来ないのではないかという気がします。ですので、その要点というのが、今回伝えなくてはいけないのは、下水道が上がるということと、

上水道が下がるということであれば、それぞれ変更しなくてはならない理由と、その変更するやり方、考え方みたいなこと、その2つが最低限、要点できちんと理解されるかたちになっていないと、この細かい資料をいくら読んでも、読んだ瞬間は理解するかもしれませんが、恐らくすぐ忘れてしまうので、その1ページ目をどうやってつくるかということをしつかりと固めないと、市民の方は納得されないのではと思います。それで先程、第2京阪の話が出てきましたが、そうすると、ずいぶん待たせていたところの工事を急激に始めたということになります。ずいぶん待たせているということは、ずいぶん前から計画が立つはずで、そうすると、お金を使うことが、もうずいぶん前から分かっているとすると、そのお金をどうやって確保するのかということも、ずいぶん前から考えられるはずだったと思いますが、それが何故それを考えずに、改定もしなかったのかという理由が、これは出して良いことと、いけないことがあるなら、それをきちんと分けないで、出せば出すほど混乱するなら、ちょっと出し方を考えないといけないと思いますが、それが機を逸したということなら、そういうことだと思いますし、今回また見送ってしまうと、更に恐らく数年後、大変なことになるから、今改定しないといけないということであれば、それがきちんと市民の方に、もう過去は取り戻せないで、今改定しなければいけないということをいかに伝えるかということが、とにかく1ページ目できちんと語られないといけない。もう1つ、下げられる方は、逆にいうと今まで取らなくても良い水道料金を取っていたということに結果的になっているとしたら、そのこの違いも何でということが、時間をかけて資料を読むと、人員削減とか書いてあることがわかりますが、恐らく入ってこないというか、これが変化させなくてはいけない理由の1つだと思うので、それをもう箇条書きに、分かりやすく1ページ目をきちんと作るということが、いかに大事かという感じがします。先程、一般市民に向けて説明するための資料として作ったと言われましたが、それが本当だとしたら、ずいぶん一般市民の方の感覚と、作られた側の感覚が、ものすごく乖離しているのではないかという感じがしますので、その1ページ目をどのように作るかということ、きちんと議論して頂きたいと思います。

委員： 皆様の意見を聞いていますと、1ページ目も本当に大事なのですが、2ページ目のQ&A、これでは本当のことを言っていない。水道料金をなぜ下げるのですかということに対しては、端的に政策的な考えで、下水道使用料を上げるから、その分、市民の負担を軽減するために下げるという内容だと思えますが、あまりにもこの水道事業だけのことを考えて適当に書いているなというように感じたので、Q&Aも、もう少し考えてほしいと思いました。

会長： はい、ありがとうございました。それでは、今日のところで一番大事な部分です。この資料2の改定ということも去ることながら、今出てきたことが答申の文章に色々かたちで反映されていなければいけないと思いますので、その答申の文章をしっかりと書いていくということだと思います。今の議論を受けて、答申書をまとめていくスケジュールと、次回、最終回、どのように運営するかご説明頂けますか。

事務局： はい、今回の審議会と、これまでの審議の中で頂きましたご意見等を基に答申書を作成致しまして、次回、3月23日にはその内容をご確認頂きます。ですので、それまでにまた皆様に事前にお渡しして、今までのご意見等、漏れがないか、認識が違ってる部分がないかというご確認を頂きたいと思っております。

会長： 3月23日だけで答申の文言を固めるというのは、普通は少ししんどいです。とは言いながら、年度を越えるというのも、またあまり現実的ではありませんので、事前に配布頂いた上で、場合によってはご説明を頂いて、細かくご意見頂いた上で、事前に私が見せて頂いて、皆様のご意見が文言上、表れているかどうかを見て、固めた状態で23日に臨まないと、1回ではなかなか終わらないと思いますので、答申ということになると、非常に大変ですけれども、是非ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

この資料1及び2、資料1については、ほとんど議論はありませんでしたが、資料2について出た議論というのが、一番重要なところでしたので、そ

れを踏まえた内容で、答申は事務局の意見ではなく我々の意見ですので、我々の発想に立って頂いた文言を、是非、事務局で一度悩んで頂ければと思います。答申書にあたって確かめておきたいところはありますか。

事務局： 今のところは特にございません。

会 長： はい。場合によっては、また個別に委員の方に、この間の発言はこういう理解でいいのかということは必要に応じて確認して頂ければと思います。はい、ありがとうございます。それでは、議題、先へ進めさせていただきます。資料3の1、3の2、それから資料4、資料5とあります。こちらも審議会で一度議論をするということになってはいますが、資料3の1、3の2、これは審議会として決めるものではなくて、市として決めるものでよろしかったでしょうか。

事務局： はい。

会 長： ですから、我々とすれば、それは参考になると。もちろん我々の意見を聞いて頂いて、修文はあり得るということで今日出して頂いていると思いますが、この資料3の1、3の2は、あくまで市がお決めになることであって、この場で意見を聞いて頂く場を今作って頂いたということだと思います。

それから、資料4も、その資料3に関わるパブリックコメントの手法ですし、資料5も、審議会が直接関わることではなくて、今日のテーマに関わることですので、これら一括のご説明でも構いませんか。資料3、4、5は、聞いて頂いて、是非我々として「もっとこういったところに配慮してほしい。」といった意見があれば、どんどん言っていくということで。それでは、一括でご説明をお願いします。

事務局： それでは資料3の1、下水道事業経営戦略の案を説明させていただきます。

目次をご覧ください。経営戦略につきましては、第3回審議会までに第1

章から第11章までをお示しし、ご審議頂きました。今回は新たに目次の第12章「経営戦略の事後検証・更新等」をご説明します。第11章までの部分も、基本的に章立ては変わっておりませんが、審議内容、ご意見を踏まえて修正追加や見直しを行い、編集しておりますので、主要な箇所について説明致します。

2ページをご覧ください。「(2) 経営戦略の策定の趣旨」で、経営戦略の全体像が理解しやすいように図1.1のイメージ図を追加しております。

3ページをご覧ください。新たに第1章の2節として「経営戦略の基本理念」を追加しました。掲げた「ひとの暮らしに下水道 きれいな川と命を守る」を基本理念として、持続可能な下水道事業の実現に向けた中長期的な経営の基本計画を策定したということに記載しています。

15ページをご覧ください。第3章「現状評価と課題」のなかで、各項目の分析結果に「評価」の欄を追加しました。表3.1は施設管理に関する表ですが、評価の○、△、×の付け方は、下の※印に示しておりますとおりです。

20ページをご覧ください。表3.2、経営状況の分析結果の部分も同様に「評価」の欄を追加しております。

22ページをご覧ください。第3章4節の下水道使用料の現状分析のところで、第4回審議会での資料を用いまして、このページをコラムとして追加しました。

次の第4章から第8章までは、基本的な内容は大きく変わっておりませんので、飛ばさせていただきます。

70ページをご覧ください。第9章3節の収支ギャップの要因の「(2) 下水道使用料の水準」は、第2回審議会の内容を変更しまして、前回、第4回審議会でお示しした内容、説明としております。図9.3と次のページの図9.4の部分です。

第10章、第11章は、基本的に第3回審議会の資料と大きく変わってはおりませんが、79ページをご覧ください。下の赤枠の部分は、前回、第4回審議会でお示しした内容、説明に変わっております。

最後に、最終の86ページをご覧ください。この最終86ページは、今回新た

に追加した第12章です。経営戦略は、策定すればそれで終わりではなく、下の図に示しております、いわゆるPDCAサイクルの考え方に基づいて、経営指標により達成状況を確認し、計画と実績の乖離がある場合は、その原因を分析し、必要に応じて本経営戦略の見直し、改善検討を行うものです。過去、官庁会計時代に毎年の決算収支が黒字であったため、下水道使用料の改定検討を行っていませんでした。今後は、各種の経営指標を用い、可能な限り経営状況を総合的に分析し、検証・更新を実施します。

毎年の進捗管理として行う内容、5年ごとの検証・見直しの内容を記載しております。毎年度の進捗管理の結果は、ホームページ等で公表いたします。5年ごとということにつきましては、令和6年度に検証を行い、10年後の令和11年度には経営戦略の更新を行うこととお示ししております。以上で資料3の1、経営戦略本編の説明を終わらせて頂きます。

続きまして、資料3の2ですが、お手元の資料3の2は、今ご説明しました資料3の1、経営戦略案の概要版であります。本編の概要版につきましては、経営戦略本編の要所となる部分を抜粋したものとなっておりますので、説明については省略させて頂きたいと思っております。

次、案件4に移らせて頂きます。案件4、公共下水道事業経営戦略（案）に係るパブリックコメントの実施について説明致します。

本市では、市の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって一層開かれた市政の推進に寄与することを目的に、市の基本的な施策に関する計画等を策定する過程において、その計画の案の趣旨、内容、その他必要な事項を公表し、それらに対する市民からの意見、情報及び専門的な知識を広く募集し、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うとともに、当該提出された意見書に対する市の考え方等を公表する「パブリックコメント手続き」を行うこととしております。パブリックコメント手続きにつきましては「門真市パブリックコメント手続制度要綱」に基づき、市として統一した手続きによることとしております。本市公共下水道事業の中長期的な経営の基本計画である「門真市公共下水道事業経営戦略」について、当該要綱に基づきパブリ

ックコメントを実施するものです。本パブリックコメントでは、意見等の提出資格は(1)から(5)に記載のとおりです。意見等の提出方法につきましては、様式は自由とし、所定事項を記入のうえ直接、郵送、FAX、Eメールでの提出としております。募集期間は、令和2年2月13日から3月13日までです。閲覧場所は、上下水道局ロビーのほか、市内各所で設置するものです。また、注意事項としまして、頂いた意見は原則として公表としますが、それぞれの意見に対しての直接の回答は致しません。以上、案件4の説明とさせていただきます。

最後になりますが、資料5について説明致します。資料5は、料金改定案が議会において議決された後、市民の皆様にごどのように周知するのかということについての資料です。毎月発行しております広報誌『広報かどま』や、門真市のホームページに掲載することは当然のこととして、それ以外にも次のような方法でお知らせすることを考えております。

次のページをご覧ください。方法は3つです。1つ目は門真市の公式ツイッターによるお知らせです。2つ目、FMハナコは、守口市、門真市に密着した話題と行政情報、安心・安全情報などを発信しているFM放送です。3つ目は、公共施設やイベント会場に料金改定のポスターを掲示するという方法です。それぞれ記載しておりますようなメリット、デメリットがありますが、これらの手段を総合的に用いることで、周知を図ってまいりたいと思っております。資料5の説明は以上となります。

会 長： はい、どうぞ、資料3、4、5のどれからでも結構です。

副会長： 先程の資料1、2とも関連してですが、資料2のときに、水道はビジョンに従って、料金水準については、改めて見直しますということになっていきます。下水道についてもこれからどうなるのかという話があったと思います。ここに書き込むべきかどうかというのもありまし、会計としては独立採算であるということは重要です。それで、先程委員からもありましたように、その中でも企業努力としてなるべく市民への負担を下げるために今回、水道を

下げるということと、下水道を上げるということがあったかと思います。そういう意味で考えた時に、当然こういう戦略やビジョンは、出来たタイミングが違いますが、何かその辺の整合性というのは、反映されたりしているのかということをお伺いしたい。水道は、先程の資料2の9ページのように「令和9年以降の水道料金水準については」というようなことがあると思います。そういう意味でいくと、独立採算なので、もちろん馴合いのようになってはいけないということは当然前提としてはあるとは思いますが。今回ここで審議したような話というのは、そうではなくて、それぞれ独立を保ちながら、冷静にそれぞれを評価した時に、最終的な市民負担としては、なるべく抑えられるように努力したと解釈しますと、先程委員のお話にもありましたが、それはそういう考え方もあると思うので良いと思っていますが、そういう観点から、この水道で明示的に記述、年限が書かれていて、今度下水道は今後どうなるのかと、恐らく不安もある中で、どのような位置付けなのかということは、書かれていたか、もしくは書く必要があるのか、ないのかというところは、いかがでしょうか。

事務局： 今、お話がございましたのが、水道に関しては令和9年以降に水道料金水準について改めて見直しますということが書かれている一方、下水については、その部分に触れられていないのではないかとということでございますけれども、文言としては確かに書かれておりません。今回の経営戦略の第12章の計画の推進と点検ということで、令和11年度に経営戦略の更新を行います。その部分で、水道事業ビジョンと同じですけれども、この更新の時期、もしくはそれ以降で、見計らいまして、適正な料金を再度見直すという認識でございます。

副会長： 私もここを見て、そういうことかと思ったのですが、先程、最後のご意見で、遅きに失した感もあると、下水道の話もあって、今回、一体で料金を見たということなので、ずれがどうしても、年限、年度としてはあるのですが、その時に、それぞれの独立性は保ちながらのチェックとしてはどうなのかと

いうことは、考えなくても良いのでしょうか。

事務局： 先程、令和11年度に経営戦略を更新かける際に改めて見直すと申し上げましたが、その手前で料金、使用料の算定期間3年、5年という部分で検証は随時かけていきます。当然、もし水道料金改定の際に何か下水側でも出来ることがあるというようなことがございましたら、そこは何かしら検討していきたいとは考えております。

委員： 説明をお願いしたいのですが、資料4の上から2行目のところで、「未整備地域への整備事業」とありますが、具体的にはどのようなことなのか。また「施設の改築・更新」の「施設」とは何を意味しているのか。もう少し分かりやすくご説明をお願いしたいと思います。

事務局： 「未整備地域への整備事業」ということで、以前から申し上げているように、下水道処理人口普及率がまだ100%に達していない。要するに公共下水道が整備されていない地域、公共下水道がまだ使えない住民の方というのが、いらっしゃるということで、それを解消していこうというのが、以前からの公共下水道事業の目的でございます。「未整備地域への整備事業」というのは、そういったことで、まだ公共下水道が整備されていない区域、地域をなくしていく。要するに公共下水道を整備していくということを申し上げております。

「施設の改築・更新」というのは、ストックマネジメント事業のことをご説明申し上げておりましたけれども、まだ整備されていない地域もありますが、整備開始してから50年ほど経つ中で、下水道の管渠やマンホールといった施設につきましても、老朽化が進んでいる。資料にもありますように、放置していたら、もしかしたら陥没といった事故に繋がるようなことになりかねないということもございますので、そういったことに対して、修繕といった事業を計画的に進めていくという意味の施設の改築・更新ということでございます。

委員： それでは、そのように書かれた方が、分かりやすいのではないのでしょうか。一般の人は、施設と言っても、何の施設なのか分からないことも考えられます。それと未整備地域であれば「まだ下水道が整備されていない地域への下水道の整備をする事業」ということを書かれた方が、分かりやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。

会長： どうですか、前向きのご提案で、具体的に、このような感じで直したいと思えますと打ち返しがあれば、良いのですがどうですか。

事務局： 確かに「施設」と一言で言われると、下水道の施設とは、なかなか一般の方になじみはないと思いますので、例えば今申し上げたマンホールや下水道管という具体例で挙げて良いと今のご意見を聞いて思いましたので、そういったところは少し考え直すべきと思いました。

会長： ですから、「公共下水道が整備されていない地域への整備」とか「公共下水道が普及していない地域への整備」とか、それから、下水管や処理施設の更新という、もっと分かりやすい表現で言うておられるので。

事務局： はい、分かりました。

会長： こういう機会は意外にあるようでないので、やはり役所言葉から脱さないといけないという、そういう前向きな提案に対して、しっかり受け止めてください。

事務局： はい、分かりました。

副会長： 資料2と同じ意味かと思いますが、分かっている人には分かるかもしれませんが、一般の人には分かりづらい。

会 長： 「一般の人はこういうところが分からないんだな。」ということをして今日は聞けて良かったと受け止めて頂くようお願いします。

委 員： 今回、経営戦略の第12章が新しく、今日初めて見せて頂いている中で、経営戦略の72ページに「下水道使用料の適正化」がありまして、そこに効率化にはどのような方法があるかということで、次のページに色々効率化のメニュー、一般的な例があります。ここにありますのは「ポンプ場、処理場を有していないことなど、本市下水道事業の性質上、取り入れられるものが少ないのが現状です。」とありまして、色々な効率化のメニューはあるが、なかなか門真市では取り入れられるものが少ないですと書いてあります。確かに現状、そうかとは思いますが、今後、PDCAサイクルで検証していく中で、色々な知恵も出てくると思います。例えば今でも、もちろん処理施設はありませんが、管路施設の包括的な民間委託という方法が1つは考えられますし、もう1つ、事務処理や窓口処理についても、これも都市間の共同化というものもあります。今、私が思うだけでもこれぐらい出ますので、今後、検証の中で何もしない、何もないということで切ってしまうずに、検証の中で何かこういうものについても検討していくというところが見えると思っていたのですが、今回ありませんでしたので、やはりそういうことを書くべきかと。もしこのままであれば、経営戦略の答申の中で、そういうことも書くべきかというのが1つ。それから、先程、副会長もおっしゃっていましたが、下水道使用料をチェックしていくということも、ここの中でありまして、そのチェック機能が実効性を担保されているのかどうかということが、なかなか難しい。PDCAは、毎年実施していくものですが、きっと内部の中で実施されるだけということであると、どうでしょうか、審議会ほどではなくても、1年に1回ぐらい、その評価についての懇談会というような形式で、外部の方を入れた検証を担保するというのも1つの方法かと感じました。

会 長： ここは踏み込み不足ではないかというご意見ですがどうでしょうか。

事務局： まず1点目の収支ギャップ解消のための取組ということでございまして、現状においては確かにこのとおりでございますということで、今後3年から5年で収支状況を踏まえて見直しをかけていく中につきましましては、その都度、新たなアイデアがないか鋭意検討したいと考えております。次にPDCAに関しまして、内部だけではなく外部の方にも入って頂いて検証をかけるといった取組態勢につきましましては、今後そういった方向で検討出来るように考えていきたいと考えております。

会 長： それについて、経営戦略の文言に何か修正をすることはどうですか。

事務局： 今、お話を聞かせて頂きまして、確かに委員のおっしゃるとおりということで認識がございますので、多少、文言を修正する方向にしたいと思えます。

副会長： 取組例という言い方をしてて、先程委員がおっしゃったように、何か「門真市としてこんなことが出来るのではないか」ぐらいの踏み込んだ感じでは、書けるのでしょうか。それは難しいのでしょうか。要するに、これは全国的に見てこのような感じだという話だと思えますが、それこそ汚水処理施設は持っていないので、統廃合はできませんということで、若干逃げている部分があると思えます。それならば、先程委員がおっしゃっていた、2つか3つ出されました「こんなこともあるのではないか」という提案がありましたので、何か少し、時間もないでしょうが、何かひねり出して、実施するとは言わないまでも、要するにコストを圧縮出来る大きなものはないけれども、少しでもこういうことが取り組めそうだと考えている例みたいなのがあっても良いと思えますが、いかがでしょうか。

事務局： 私どもで今後検討しておりますのが、事務処理を簡略化ではないですが、費用削減の対象としまして、RPA等の導入等も検討しております。そういった部分で経費の削減、また、他市町村の事例で管渠の包括委託も研究を重ねてまいりたいということで、文言として表せられるかどうかは精査が必要です

が、例示できるように検討させて頂きたいと思います。

委員： 資料5の「お知らせ方法について」、何か他にもう少し良い方法とかないかと考えていたので、少し言わせて頂きます。まずこのツイッターによるお知らせは、無料で出来るし、すごく良いと思いますが、時間帯や文章の字面をしっかりと目につくようにしないと、見てもらえないので、フォローしている人、全員に見てもらえるというよりは、どのようにツイートするかという部分が大事かと思うので、見てもらえるツイートが出来たら良いと思いました。後は、予算の問題で実現可能かどうかは分かりませんが、何かB5ぐらいのサイズで、手元に来るような、フライヤーみたいなものがあれば、料金表は、家のポストに入っていたりすると思いますが、それと一緒に1枚入れておくだったり、市役所に来た方に直接手渡しして見てもらえるかたちの何かがあったりすると、より多くの人に知ってもらえるのかと思いました。あとは、可能かどうか分かりませんが、古川橋イオンあたりで、何か放送とかされているところで、一緒に言ってもらうとか、門真市の京阪の駅とかで少し放送してもらうとか、何かそういったかたちで多くの人に知ってもらえたら良いと思いました。

事務局： 今、貴重なご意見を頂きまして、それにつきましては、私どもでも何かしら取り組めるようなものがないかということで、今後、検討させて頂きたいと思います。

委員： 大東市の例ですが、検針員に各戸配布をして頂きました。それ程高い費用ではなかったと思いますので、ここには書かれていないので、それが一番直接的で良いかと思います。

事務局： 今頂きました意見につきましても、その方向で検討させて頂きたいと思っております。

会 長： それでは、答申に書くことについて、先程も意見を頂いたのですが、もう1回あれば出して頂きたいと思いますし、これは終わってからだと、答申書に関する意見はいつまでなら、受け止められますか。その答申書を書く原案を作成する時期もありますので。

事務局： 来週、頭ぐらいでしたら、結構かと思います。

会 長： はい。今あれば出して頂きたいと思いますし、来週月曜日の午前中ぐらいまでならば大丈夫とのことです。

はい、ありがとうございました。今日は本当に実質的な議論、一番重い議論をしたと思いますので、仮にこの場では少し言いにくかったというようなことがあれば、事務局に直接知らして頂ければと思います。先程も確認しましたように、意見を頂いて、文章をいきなり3月23日に見るでは、もうとても修文に時間がかかってしまいますし、すっきり合意というかたちにはならないと思いますので、文章を見て頂いて、意見を言って頂いて、その意見を集約して、私が一度見せて頂いて、もう1回修正してといったプロセスを踏まないと、なかなか23日、1回でとはいかないと思いますので。「細部に神が宿る。」と申しますので「て・に・を・は」でも、やはり違うものは違うということで、もう最後まで細かいところも含めてご意見頂きたいと思います。いかがでございましょうか。

はい、ありがとうございました。それでは今日の審議は以上となります。それでは、事務連絡、よろしく申し上げます。

事務局： 次回開催日の連絡をさせていただきます。先程も申し上げましたが、次回開催日につきましては、令和2年3月23日月曜日、午後1時30分より本場所にて審議会をお願い致します。

会 長： はい、それでは以上です。どうもありがとうございました。